

すべての子どもに「ゆたかな学び」を保障する教職員定数改善に係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、すべての子どもたちの「ゆたかな学び」を保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。「ゆたかな学び」や学校の業務改善を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。

また一方、近年、特別支援教育や特別な支援を必要としている子どもたちが増え続けている傾向にあるにも関わらず、教員の人員確保が厳しい現場の実態があります。また、本市は複式授業を行っている学校が多く、一人の教員が複数の学年の授業を担当すると共に多くの業務を抱えている加重負担の実態もあります。子どもたちとしっかりと向き合い、地域と共に「ゆたかな学び」を創っていくためには、これらの教育現場の環境改善も大きな課題です。

給特法等改正を受け、業務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は2028年度までに35人に引き下げられます。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

また、学校の業務改善は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画によりすすめられます。その目的達成のためには業務の外部移行・委託が不可欠であり、国による自治体への財政措置等が必要です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引下げ等、少人数学級について検討すること。
2. 学校の業務改善・長時間労働是正を実施するため、加配教職員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 複式授業解消のための教職員の配置を行うこと。
4. 特別支援学級籍の子どもを交流学級（通常学級）でも在籍児童生徒数としてカウントすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年6月26日

鹿児島県西之表市議会